



鳥取県公報

平成18年 3月14日(火)
号外第27号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県林地開発条例施行規則（８）（森林保全課） 3 民有林に係る開発行為の許可及び保安林の指定等に関する規則の一部を 改正する規則（９）（＃）29
-----	---

———公布された規則のあらまし———

鳥取県林地開発条例施行規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取県林地開発条例（以下「条例」という。）の設定に伴い、開発許可の申請、開発許可の基準、開発行為中の手続、開発行為の状況報告その他条例の施行に関し必要な事項を定める。

2 規則の概要

(1) 趣旨	この規則は、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(2) 開発行為の規模	条例に規定する行為としての一体性を有する開発行為は、森林を開発する行為を行う者の人格、当該行為の期間又は当該行為が行われる場所の相違にかかわらず、当該行為の計画について相互に関連があるものとする。
(3) 開発許可の申請等	<p>開発許可の申請書及び許可計画の内容の変更許可の申請書の様式を定める。 許可計画の内容の変更の許可の申請を要さない軽微な変更の要件を次のとおり定める。</p> <p>ア 開発行為に係る森林の区域又は事業区域に関する事項 (ア) 開発行為に係る森林の区域の縮小 (イ) 事業区域の縮小（開発行為に係る森林の土地の面積が増加する場合を除く。） (ウ) 所有権その他の事業区域内の土地に関する権利の変動 (エ) 事業区域内の土地の地目の変更 (オ) 事業区域内の土地に係る分筆又は合筆</p> <p>イ 開発行為の期間 開発行為の期間の短縮</p> <p>ウ 許可計画に関する事項 (ア) 許可計画に係る工程（許可条件に係るものを除く。）についての開発行為の期間内における変更 (イ) 許可計画に係る工区の設定又は変更</p> <p>エ 開発行為に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項 (ア) 条例に定める基準の範囲内における切土又は盛土により生ずるのり面の勾配の緩和（開発行為に係る森林の土地の面積が増加する場合を除く。） (イ) 条例に定める基準の範囲内におけるえん堤等の施設の能力の向上</p>

	<p>(ウ) 開発行為に係る森林の区域内における開発行為のための作業の用に供する道路の位置の変更 の変更を行う場合の届出の様式を定める。</p>
(4) 開発許可の申請に必要な書類	<p>森林法施行規則の規定により開発許可の申請に添付しなければならない次の書類について、その記載すべき事項及び様式を定める。</p> <p>位置図（開発行為に係る森林及び事業区域の位置を明示した縮尺5万分の1以上の地形図） 区域図（次の事項を明示した縮尺5千分の1以上の等高線が記載された図面）</p> <p>ア 開発行為に係る森林の土地の区域、開発行為をしようとする森林の区域及び事業区域 イ 県の境界、市町村の境界並びに市町村の区域内の町等の名称及びそれらの境界 ウ 土地の地番及びその境界並びに形状 計画書 ア 林地開発事業計画書 イ 工事工程（工区）計画表 ウ 他法令等の許認可の状況一覧表 エ 資金計画書 オ 全体計画及び期別計画の概要 カ 防災計画概要表 キ 残置森林等の維持管理計画書 ク 地形、森林の現況及び開発行為をしようとする森林等の周辺の人家等の位置を明示した縮尺2千5百分の1以上の等高線が記載された図面 ケ 流域の地形等を明示した図面 コ 切土等の行為の形態別の施行区域の位置等を明示した縮尺2千5百分の1以上の等高線が記載された図面 サ のり面の高さ、勾配、土質及び施行前の地盤面並びにのり面保護の方法を示す図面 シ よう壁等の施設の構造を示す図面 ス 建物その他工作物の概要図 セ 森林の所在場所、面積及び権利関係一覧表 ソ 森林以外の土地の所在場所、面積及び権利関係一覧表 タ アからソまでに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類 開発行為の施行同意書</p>
(5) 開発許可の基準	<p>開発行為により生じるのり面の勾配、えん堤等の容量、残置森林等の面積及び配置その他開発許可の基準の適用に関し必要な事項を定める。</p>
(6) 開発行為中の手続等	<p>許可標識の掲示、開発行為の着手の届出、開発行為の工期の延長の届出、開発者の住所等の異動の届出、災害発生時の報告、開発行為の地位の承継の届出、開発行為の中止又は廃止の届出、開発行為の完了の届出、開発行為の状況報告等の様式及びその添付書類を定める。</p>
(7) その他の事項	<p>許可状況の公表は、県公報への登載その他の方法により行う。 他の法令等に基づく知事への許認可の申請その他の手続が必要とされる場合にあっては、開発者の負担を軽減するため、添付書類の簡素化その他の必要な措置を講じる。</p>

(8) 施行期日等	施行日は、平成18年4月1日とする。 この規則は、平成23年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。
-----------	--

民有林に係る開発行為の許可及び保安林の指定等に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県林地開発条例が設定されたことに伴い、民有林における開発行為の許可に関する規定を削る。

2 規則の概要

(1) 民有林における開発行為の許可に関する規定を削る。

(2) 申請書に添付する書類の名称を改める等所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

施行期日は、平成18年4月1日とする。

所要の経過措置を講じる。

規 則

鳥取県林地開発条例施行規則をここに公布する。

平成18年3月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第8号

鳥取県林地開発条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 残置森林 開発行為をしようとする森林のうち、土石又は樹根の採掘、土地の開墾その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質変更」という。）を行わず現状のまま残置する森林をいう。

(2) 造成森林 事業区域のうち、土地の形質変更を行った部分に植栽して造成する森林をいう。

(3) 残置緑地 事業区域のうち、土地の形質変更を行わず現状のまま残置する緑地をいう。

(4) 造成緑地 事業区域のうち、土地の形質変更を行った部分に緑化して造成する緑地をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(開発行為の規模)

第3条 条例第2条第1号に規定する行為としての一体性を有する開発行為は、森林を開発する行為を行う者の人格、当該行為の期間又は当該行為が行われる場所の相違にかかわらず、当該行為の計画について相互に関連があるものとする。

(開発許可の申請等)

第4条 条例第5条第1項の規定による申請は、開発許可を受けようとするとき（許可計画に定める開発行為に係る森林以外の森林を開発する場合を含む。）にあっては林地開発許可申請書（様式第1号）、許可計画の内容を変更しようとするときにあっては林地開発変更許可申請書（様式第2号）を提出して行うものとする。

2 条例第5条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める変更とする。

1 開発行為に係る森林の区域又は事業区域に関する事項	(1) 開発行為に係る森林の区域の縮小 (2) 事業区域の縮小（開発行為に係る森林の土地の面積が増加する場合を除く。） (3) 所有権その他の事業区域内の土地に関する権利の変動 (4) 事業区域内の土地の地目の変更 (5) 事業区域内の土地に係る分筆又は合筆
2 開発行為の期間	開発行為の期間の短縮
3 許可計画に関する事項	(1) 許可計画に係る工程（許可条件に係るものを除く。）についての開発行為の期間内における変更 (2) 許可計画に係る工区の設定又は変更
4 開発行為に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項	(1) 条例別表の基準の範囲内における切土又は盛土により生ずるのり面の勾配の緩和（開発行為に係る森林の土地の面積が増加する場合を除く。） (2) 条例別表の基準の範囲内におけるえん堤、排水施設、洪水調節池、沈砂池その他の施設の能力の向上 (3) 開発行為に係る森林の区域内における開発行為のための作業の用に供する道路の位置の変更

3 条例第5条第2項の規定による届出は、林地開発行為変更届（様式第3号）によるものとする。

（開発許可の申請に必要な書類）

第5条 森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）第2条の位置図は、開発行為に係る森林及び事業区域の位置を明示した縮尺5万分の1以上の地形図とする。

2 省令第2条の区域図は、次の各号に掲げる事項を明示した縮尺5千分の1以上の等高線が記載された図面とする。

- (1) 開発行為に係る森林の土地の区域、開発行為をしようとする森林の区域及び事業区域
- (2) 前号の区域を明示するのに必要な範囲内における県の境界、市町村の境界並びに市町村の区域内の町、大字又は字の名称及びそれらの境界
- (3) 第1号の区域に係る土地の地番及びその境界並びに形状

3 省令第2条第1号の計画書は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる事項を記載した書類 林地開発事業計画書（様式第4号）
 - ア 開発行為に係る事業又は施設の名称
 - イ 開発行為をしようとする森林の面積
 - ウ 開発行為に係る森林、残置森林、造成森林、残置緑地又は造成緑地の面積
 - エ 条例別表の1の項の基準の欄の(4)に掲げる事項
 - オ その他知事が必要と認める事項
- (2) 条例別表の1の項の基準の欄の(1)のアに掲げる事項を記載した書類 工事工程（工区）計画表（様式第5号）
- (3) 条例別表の1の項の基準の欄の(1)のウに掲げる事項を記載した書類 他法令等の許認可の手續状況一覧表（様式第6号）
- (4) 条例別表の1の項の基準の欄の(1)のエに掲げる事項を記載した書類 資金計画書（様式第7号）

- (5) 条例別表の1の項の基準の欄の(3)に掲げる事項を記載した書類 全体計画及び期別計画の概要(様式第8号)
 - (6) 次に掲げる事項を記載した書類 防災計画概要表(様式第9号)
 - ア 切土、盛土又は捨土の工法及び土量
 - イ よう壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調節池その他の防災施設の内容
 - (7) 条例別表の1の項の基準の欄の(7)に掲げる事項を記載した書類 残置森林等の維持管理計画書(様式第10号)
 - (8) 地形、森林の現況及び開発行為をしようとする森林又は事業区域の周辺の人家又は公共施設の位置を明示した縮尺2千5百分の1以上の等高線が記載された図面
 - (9) 流域の地形、土地利用の実態、河川の状況等を明示した図面
 - (10) 切土、盛土、捨土等の行為の形態別の施行区域の位置、のり面の位置、施設又は工作物の種類ごとの位置及び残置し、又は造成した森林若しくは緑地の区域を明示した縮尺2千5百分の1以上の等高線が記載された図面(条例別表の1の項の基準の欄の(3)に該当する場合にあっては、開発行為の計画及び事業の全体計画について作成されたものとする。)
 - (11) のり面の高さ、勾配、土質及び施行前の地盤面並びにのり面保護の方法を示す図面
 - (12) よう壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調節池等の施設の構造を示す図面
 - (13) 建物その他工作物の概要図
 - (14) 開発行為をしようとする森林の所在場所、面積及び権利関係を記載した書類 森林の所在場所、面積及び権利関係一覧表(様式第11号)
 - (15) 事業区域内の森林以外の土地のうち防災施設の設置その他の事業の施行に伴い開発者が使用する土地の所在場所、面積及び権利関係を記載した書類 森林以外の土地の所在場所、面積及び権利関係一覧表(様式第12号)
 - (16) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 4 省令第2条第2号の書類は、開発行為の施行同意書(様式第13号)に準じて作成するものとする。
(開発許可の基準)
- 第6条 知事は、条例別表の1の項の基準の欄の(3)に掲げる場合にあっては、当該全体計画において定める期別計画ごとに開発許可を行うものとする。
- 2 条例別表の1の項の基準の欄の(4)に規定する原状回復等の事後措置は、法第10条の2第2項各号に掲げる森林の機能を回復するために行われる造林その他の措置とする。
- 3 条例別表の1の項の基準の欄の(5)に規定する適切な配慮は、開発行為により道路が分断される場合における代替道路の設置計画その他の周辺地域の森林施業に支障を及ぼさないための措置とする。
- 4 条例別表の1の項の基準の欄の(7)に規定する適切に維持管理されるものは、次の各号のいずれかに該当するものであって、開発行為をしようとする森林の区域内に残置し、又は造成した森林が将来にわたって森林として保全されることが認められるものとする。
- (1) 開発者が、森林又は緑地について所有権その他の権原を有しているもの
 - (2) 開発者が、地方公共団体と維持管理について協定を締結しているもの
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、維持管理が確実に行われると認められるもの
- 5 条例別表の2の項の基準の欄の(1)に規定する土砂の移動量が必要最小限のものであることとは、次の各号に掲げるものにあっては、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) スキー場の造成のうち滑走コースの造成に係る切土量 1ヘクタール当たり1,000立方メートル以下であること。
 - (2) ゴルフ場の造成に係る切土量又は盛土量 18ホール当たり200万立方メートル以下であること。
- 6 条例別表の2の項の基準の欄の(2)のアに掲げる要件は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 切土は、上部から順次階段状に行い、のり面の安定が確保されるものであること。

- (2) 盛土は、水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めが行われるものであること。
- (3) 土石の落下を防止する必要がある場合にあっては、柵工の実施その他の土石の落下防止のための措置が講ぜられていること。
- (4) 切土又は盛土を行う場合にあっては、工事時期及び工法が、融雪、豪雨その他の気象の変化による災害の生ずるおそれのないものであること。

7 条例別表の2の項の基準の欄の(2)のイに掲げる要件は、土捨場の位置が、急傾斜地、湧水の生じている箇所その他の不適切な箇所を避け、かつ、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上設定されていることとする。

8 条例別表の2の項の基準の欄の(2)のウに掲げる要件は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 切土を行う場合にあっては、次に掲げるとおりとする。

ア のり面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍に現に存するのり面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。

イ 土砂又は岩石の切土高が5メートルを超える場合にあっては、次の表の左欄に掲げる土質の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める高低差ごとに幅1メートル以上の小段を1以上設置すること。

軟岩（風化の著しいものを除く。）	20メートル以下
風化の著しい岩石又は砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	5メートル以下

ウ 切土を行った後の地盤がすべり、又は崩壊するおそれがある場合にあっては、杭打ち、排水施設の設置その他の必要な措置が講ぜられていること。

(2) 盛土を行う場合にあっては、次に掲げるとおりとする。

ア のり面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍に現に存するのり面の状態を勘案して、現地に適合した安全なものであること。

イ 盛土高が1.5メートルを超える場合にあっては、のり面の勾配が35度以下であること。

ウ 盛土高が5メートルを超える場合にあっては、高低差5メートルごとに幅1メートル以上の小段を1以上設置すること。

エ 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し、又は崩壊するおそれがある場合にあっては、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設工の施工、排水施設の設置その他の必要な措置が講ぜられていること。

(3) 捨土を行う場合にあっては、次に掲げるとおりとする。

ア 土捨場を設置するとともに、土砂の流出防止措置が講ぜられていること。

イ 前号の規定に準じて盛土が行われるとともに、土砂の流出のおそれがないものであること。

9 条例別表の2の項の基準の欄の(3)に規定する周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合は、事業区域が人家、学校、道路その他の施設に近接している場合であって、次の各号のいずれかに該当するときとする。ただし、土質試験等に基づく地盤の安定計算の結果により、のり面の安定を保つためのよう壁の設置等の措置が必要でないと認められる場合は、この限りでない。

(1) 切土により生ずるのり面の勾配が30度を超え、かつ、高さが2メートルを超える場合。ただし、当該のり面が硬岩盤に生ずるものである場合又は当該のり面の勾配が、次の表の左欄に掲げる土質の区分に応じ、それぞれ右欄に定める勾配に該当する場合は、この限りでない。

軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度以下
風化の著しい岩石	40度以下
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	35度以下

(2) 盛土により生ずるのり面の勾配が30度を超え、かつ、高さが1メートルを超える場合

10 条例別表の2の項の基準の欄の(3)に規定するのり面崩壊防止の措置が適切に講ぜられるものであることとは、よう壁の設置にあっては、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) よう壁が、土圧、水圧及び自重により破壊され、転倒し、滑動し、又は沈下しないものであること。
 (2) よう壁に水抜穴が設けられていること。

11 条例別表の2の項の基準の欄の(4)に規定するのり面保護の措置は、在来種を用いた植生その他の開発行為をしようとする森林の自然条件に適合するものであること。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める措置とする。

- (1) 植生による保護が適さない場合又は植生による保護のみではのり面の浸食を防止できない場合 吹付工その他の人工材料による保護措置
 (2) 表面水、湧水若しくは溪流によるのり面の浸食又は崩壊のおそれがある場合 排水施設の設置又はよう壁の設置

12 条例別表の2の項の基準の欄の(5)に規定するえん堤等の容量及び構造は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 開発行為の施行期間中にあっては、次の表の左欄に掲げる開発行為の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める1ヘクタール当たりの年間流出土砂量に事業区域のうち土地の形質変更を行った部分の面積を乗じて得た年間流出土砂量を貯砂できるものであること。ただし、貯砂した土砂を繰り返し排除して使用する場合にあっては、4月分以上貯砂できる構造のものであり、かつ、当該排除の方法が明らかにされているものであること。

開発行為が土砂の移動を伴わず、かつ、傾斜15度未満の平坦地で行われる場合	200立方メートル
開発行為が傾斜15度以上25度未満の丘陵地（起伏量100メートル以上200メートル未満）で行われる場合	300立方メートル
開発行為により生じる切土又は盛土の高さが5メートル以上の場合	400立方メートル
開発行為が山岳地（起伏量200メートル以上）で行われる場合	
開発行為が、鉱物の露天掘り、土石の採掘、道路又は宅地等の建設を目的とするものあって、周辺の環境保全に及ぼす影響及び災害発生のおそれが大きい場合	

- (2) 開発行為完了後3年（地表の状態が裸地である場合その他知事が必要と認める場合にあっては、5年）を経過するまでの間にあっては、次の表の左欄に掲げる開発行為完了後における地表の状態の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める1ヘクタール当たりの年間流出土砂量に事業区域のうち土地の形質変更を行った部分の面積を乗じて得た年間流出土砂量を貯砂できるものであること。

裸地（開発行為完了後3年を経過するまでの間のもの）	50立方メートル
裸地（開発行為完了後3年を経過した後、5年を経過するまでの間のもの）	20立方メートル
草地	15立方メートル
林地	1立方メートル

13 条例別表の5の項の基準の欄の(1)に規定する適切な方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 森林若しくは緑地の残置又は造成については、次の表の左欄に掲げる開発行為の目的の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事業区域内において残置し、又は造成する森林若しくは緑地の面積の割合により行われ、かつ、それぞれ同表の右欄に掲げる森林の配置等により行われるものであること。ただし、道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であって、森林を残置し、若しくは造成することが困難若しくは不適當であるもの又は環境の保全上支障がないものと知事が認めるときは、この限りでない。

別荘地の造成	残置森林率 60パーセント以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 周辺部に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は、30メートル以上とする。 2 1区画の面積は、1,000平方メートル以上とし、建物敷地の面積は、その30パーセント以下とする。
スキー場の造成	残置森林率 60パーセント以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 周辺部に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は、30メートル以上とする。 2 一の滑走コースの幅は、50メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合は、その中央部に幅100メートル以上の残置森林を配置する。 3 滑走コースの上部又は下部に設けるゲレンデ等は、1箇所当たり5ヘクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は、30メートル以上とする。
ゴルフ場の造成	森林率 50パーセント以上 残置森林率 40パーセント以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 周辺部に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は30メートル以上とし、そのうち残置森林の幅は20メートル以上とする。 2 ホール間に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は30メートル以上とし、そのうち残置森林の幅は20メートル以上とする。
宿泊施設又はレジャー施設の設置	森林率 50パーセント以上 残置森林率 40パーセント以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 周辺部に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は、30メートル以上とする。 2 建物敷の面積は、事業区域の面積の40パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合にあっては、分散させるものとする。 3 レジャー施設1箇所当たりの開発行為に係る森林の面積は、5ヘクタール以下とし、事業区域内に複数設置する場合にあっては、施設間に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は、30メートル以上とする。
工場・事業場等の設置	森林率 25パーセント以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 周辺部に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は、30メートル以上とする。 2 工場・事業場等1箇所当たりの開発行為に係る森林の面積は、20ヘクタール以下とし、事業区域内に複数設置する場合にあっては、工場・事業場等間に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は、30メートル以上とする。
住宅団地の造成	緑地率 20パーセント以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 周辺部に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は、30メートル以上とする。 2 住宅団地1箇所当たりの開発行為に係る森林の面積は、20ヘクタール以下とし、事業区域内に複数造成する場合にあっては、住宅団地間に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は、30メートル以上とする。

土石等の採掘	<ol style="list-style-type: none"> 1 周辺部に幅30メートル以上の残置森林を配置する。 2 開発行為に係る森林を採掘した跡地は、平坦部に造成森林を配置する。のり面は、緑化し、小段平坦部は、植栽する。
--------	---

<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この表において「別荘地」とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集団的に設置しようとする土地をいう。 2 この表において「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上部又は下部に設けられるスキヤーの滞留場所であって、リフト乗降場、レストハウスその他の施設用地を含む区域をいう。 3 この表において「ゴルフ場」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の法令に規定するゴルフ場及び当該ゴルフ場以外の施設であってその利用形態がゴルフ場と同一であると認められる施設をいう。 4 この表において「宿泊施設」とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所その他の専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設をいう。 5 この表において「レジャー施設」とは、総合運動公園、遊園地、動物園、植物園、サファリパーク、レジャーランド（体験娯楽施設）、ゴルフ練習場（ゴルフ場に付設されたものを除く。）その他の観光、保養等の用に供する施設をいう。 6 この表において「残置森林率」とは、残置森林のうち15年生以下の森林を除いたものの面積が開発行為をしようとする森林の面積に占める割合をいう。 7 この表において「森林率」とは、残置森林の面積に造成森林のうち硬岩切土面に造成されたものその他の確実な成林が見込まれない森林を除いたものの面積を加えた面積が開発行為をしようとする森林の面積に占める割合をいう。 8 この表において「工場・事業場等」とは、製造、加工処理、流通その他の生産活動に係る施設並びに学校教育施設、病院及び廃棄物処理施設であって、省令第3条各号に定めるもの以外のものをいう。 9 この表において「緑地率」とは、残置森林の面積に造成森林のうち硬岩切土面に造成されたものその他の確実な成林が見込まれない森林を除いたものの面積及び公園、広場、隣棟間緑地、コモン・ガーデン、緑地帯、緑道、のり面緑地その他の緑地の面積を加えた面積が開発行為をしようとする森林の面積に占める割合をいう。 	
--	--

(2) 森林の造成については、植物の生育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じたものであるとともに、開発行為をしようとする森林の自然条件に適合する高木性樹木を、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める1ヘクタール当たりの植栽本数を均等に分布するよう植栽することである。ただし、植栽本数については、公衆の保健又は風致の保存を目的に造成する森林であって、環境の保全上支障がないものとして知事が認めるときは、この限りでない。

樹高が1メートル未満のものを植栽する場合（土質条件により確実な成林が見込めない場合に限る。）	3,000本以上
樹高が1メートル以上2メートル未満のものを植栽する場合	2,000本以上
樹高が2メートル以上3メートル未満のものを植栽する場合	1,500本以上
樹高が3メートル以上のものを植栽する場合	1,000本以上

14 条例別表の5の項の基準の欄の(2)に掲げる植生の保全等には、貴重な動植物の保護を含むものとする。

15 前各項に定めるもののほか、開発許可に関する技術的基準については、知事が別に定める。

(許可標識の掲示)

第7条 条例第7条第1号の規定による許可標識の掲示は、林地開発許可標識（様式第14号）によるものとし、

開発者は、開発行為の期間中、当該開発行為を行う事業区域の見やすい場所に掲示しておくものとする。

(開発行為の着手の届出)

第8条 条例第7条第2号の規定による届出は、林地開発行為着手届（様式第15号）を提出して行うものとする。

(開発行為の工期の延長の届出)

第9条 条例第7条第3号の規定による届出は、林地開発行為工期延長届（様式第16号）を提出して行うものとする。

(開発者の住所等の異動の届出)

第10条 条例第7条第4号の規定による届出は、林地開発者住所等異動届（様式第17号）を提出して行うものとする。

(災害発生の報告)

第11条 条例第7条第5号の規定による報告は、林地開発行為災害発生報告書（様式第18号）を提出して行うものとする。

(開発行為の地位の承継の届出)

第12条 条例第7条第6号の規定による届出は、林地開発行為地位承継届（様式第19号）を提出して行うものとする。

2 林地開発行為地位承継届には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 承継の原因を証する書類
- (2) 開発者の地位を承継する者が法人その他の団体である場合は、省令第2条第3号に掲げる書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

(開発行為の中止又は廃止の届出)

第13条 条例第13条第1項の規定による届出は、林地開発行為中止（廃止）届（様式第20号）を提出して行うものとする。

2 条例第13条第2項の規定による届出は、林地開発行為再開届（様式第21号）を提出して行うものとする。

(開発行為の完了の届出)

第14条 条例第14条の規定による届出は、林地開発行為（分割・部分）完了届（様式第22号）を提出して行うものとする。

2 林地開発行為（分割・部分）完了届は、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 許可計画に定める工区における開発行為を完了した場合 分割完了届
- (2) 許可計画に定める工程のうち、防災施設の設置その他の工程について、特に先行して完了させる必要があると知事が認めるものを完了した場合 部分完了届

(開発行為の状況報告等)

第15条 条例第15条第1項の規定による報告は、林地開発行為状況報告書（様式第23号）を提出して行うものとする。

2 林地開発行為状況報告書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 許可計画に係る平面図、縦断図及び横断図に報告時点の施行状況を示したもの
- (2) 条例第5条第1項の申請又は同条第2項の届出の際に提出した第5条第3項第2号の書類に施行実績を記載したもの

(許可状況の公表)

第16条 条例第16条の規定に基づく公表は、県公報への登載その他の方法により行うものとする。

(書類の経由及び提出部数)

第17条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、当該書類に係る森林を所管する総合事務所長（当該森林が2以上の総合事務所の所管区域にまたがる場合は、当該森林の主たる部分を所管する総合事務所長）を経由しなければならない。

2 前項に規定する書類の提出部数は、2部とする。

(添付書類の簡素化等)

第18条 知事は、開発行為について他の法令等に基づく知事への許認可の申請その他の手続が必要とされる場合にあっては、開発者の負担を軽減するため、添付書類の簡素化その他の必要な措置を講ずるものとする。

(権限の委任)

第19条 この規則に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、平成23年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。

様式第1号（第4条関係）

林 地 開 発 許 可 申 請 書

年 月 日

職 氏名 様

住所

(法人にあっては、所在地)

氏名

㊟

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る 森林の所在場所	
開発行為に係る 森林の土地の面積	
開発行為の目的	
開発行為の 着手予定年月日	
開発行為の 終了予定年月日	
備 考	

注

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 開発行為に係る森林の所在場所が複数ある場合は、代表する所在場所及び他の筆数を記入すること。
- 3 開発行為に係る森林の土地の面積は、実測でヘクタールを単位とし、小数点以下は4位にとどめ、小数点以下5位を切り捨てること。
- 4 開発行為の着手予定年月日は、特定の年月日が明らかな場合は「許可の日から」とすること。
- 5 開発行為の完了予定年月日は、特定の年月日が明らかな場合は「許可の日（又は着手の日）から 年以内」等とすること。
- 6 備考は、開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、「別紙のとおり」と記載し、他法令等の許認可の手續状況一覧表（様式第6号）に一括記入すること。

添付書類

- 1 用地選定に至った経緯、理由等を記載した書類
- 2 事業区域の現況写真及びその撮影方向を記載した現況図その他の知事が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

林 地 開 発 変 更 許 可 申 請 書

職 氏名 様

年 月 日付鳥取県指令第 号により許可を受けた開発行為の計画内容を次のとおり変更したいので、鳥取県林地開発条例第5条第1項の規定により申請します。

年 月 日

住所

(法人にあっては、所在地)

氏名

⑩

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

開発行為に係る 森林の所在場所	
開発行為に係る 森林の土地の面積	
開発行為の目的	
変更の内容	
変更の理由	

備 考

注

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 林地開発許可申請書（様式第1号）に準じて作成すること。
- 3 変更の内容は、主な変更点について簡潔に記載すること。
- 4 変更の理由は、変更理由を簡潔に記載すること。
- 5 添付書類は、変更前及び変更後の区別を明示すること。

添付書類

- 1 変更部分の内容を明示した関係図書
- 2 事業区域の現況写真及びその撮影方向を記載した現況図その他の知事が必要と認める書類

様式第3号（第4条関係）

林 地 開 発 行 為 変 更 届

職 氏名 様

年 月 日付鳥取県指令第 号により許可を受けた開発行為の計画内容を次のとおり変更したいので、鳥取県林地開発条例第5条第2項の規定により届け出ます。

年 月 日

住所

(法人にあっては、所在地)

氏名

⑩

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

開発行為に係る 森林の所在場所	
開発行為の目的	
変更の内容	
変更の理由	
備 考	

注

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 林地開発変更許可申請書（様式第2号）に準じて作成すること。
- 3 変更の内容は、主な変更点について簡潔に記載すること。

- 4 変更の理由は、変更理由を簡潔に記載すること。
- 5 添付書類は、変更前及び変更後の区別を明示すること。

添付書類

- 1 変更部分の内容を明示した関係図書
- 2 その他知事が必要と認める書類

様式第4号 (第5条関係)

林 地 開 発 事 業 計 画 書

事業又は施設の名称										
開発行為の目的										
面積 (ha)	区分	開発行為に係る森林		開発行為をしようとする森林		開発事業区域				
	全体計画									
	今回申請			(A)						
森林の 現況	区分	人工林		天然林		伐採跡地		未立木地		
	面積(ha)									
	樹種					地表植生の状況				
	林齢									
	生育状況									
開発前 開発後		山林	原野	保安林	畑	その他	計			
開発事業区域の用途別面積	造成緑地						(B)			
	残置緑地									
	造成森林						(C)			
	残置森林						(D)			
	森林以外									
	計									
森林率		$\left[\frac{(C) + (D) + \textcircled{B}}{(A)} \right] \times 100 = \quad \%$			残置森林率			$\left[\frac{(D)}{(A)} \right] \times 100 = \quad \%$		
一時的利用計画	内容		期間		原状回復方法					
当該森林及び下流における水需給の状況										
開発工事設計者		担当者氏名 電話								
開発工事施工予定者		電話								

注

- 1 ③は、宅地造成時に算入すること。

- 2 開発事業区域の用途別面積の欄の計 は、開発事業区域の面積 と一致させること。
- 3 一時的利用計画の欄は、一時的に他用途に利用する計画がある場合には、その内容等について記載すること。
- 4 当該森林及び下流における水需給の状況の欄は、周辺の地域又は下流における水源等の有無及び水利用の状況について記載すること。

様式第5号 (第5条関係)

工 事 工 程 (工 区) 計 画 表

年 月 工区・工種																																					摘 要

注

- 1 開発行為の内容に応じて工区別及び工種別に区分し、具体的に記入すること。
- 2 着工予定年月日及び完了予定年月日が明らかでない場合は、見込みで記入すること。
- 3 工種は、開発行為の内容に応じて具体的に区分すること。
- 4 工程は、防災施設に係るものを先行させること。

様式第6号 (第5条関係)

他 法 令 等 の 許 認 可 の 手 続 状 況 一 覧 表

法 令 等	該 当 の 有 無	該 当 条 項	手 続 状 況	許 認 可 等 年 月 日	備 考
森林法 (保安林の指定の解除に関する規定に限る。)					
採 石 法					
砂 利 採 取 法					
都 市 計 画 法					

農 地 法					
河 川 法					
道 路 法					
農 業 振 興 地 域 の 整 備 に 関 す る 法 律					
自 然 公 園 法					
自 然 環 境 保 全 法					
廃 棄 物 の 処 理 及 び 清 掃 に 関 す る 法 律					
国 有 財 産 法					
国 土 利 用 計 画 法					
文 化 財 保 護 法					
鳥 取 県 景 観 形 成 条 例					
鳥 取 県 開 発 事 業 指 導 要 綱					
(そ の 他)					

注

- 1 他法令等の許認可の手続の状況について記載すること。
- 2 他法令等の許認可の手続の状況を証明する書類（許認可書、担当部局の受付印が押印された申請書等）の写しを添付すること。

様式第7号（第5条関係）

資 金 計 画 書

科 目		金 額	備 考	
収 入	自 己 資 金	円	別添残高証明書	円のとおり
	借 入 金	円	別添融資証明書	円のとおり
	処 分 収 入	円		

	(その他)	円	
	計	円	

科 目		金 額	備 考
支 出	用 地 費	円	
	工 事 費	円	うち防災施設 円
	事 務 費	円	
	借入金利息	円	
	(その他)	円	
	計	円	

注 処分収入の内容については、備考欄に具体的に記入すること。

添付書類 預金残高証明書、融資証明書その他の収入を証明する資料（自己資金又は借入金を当該事業に係る収入とする場合に限る。）

様式第8号（第5条関係）

全体計画及び期別計画の概要

(単位：面積ha)

区 分	全体計画	今回申請(第 期)	第 期	第 期	第 期
開 発 事 業 区 域 面 積					
開発行為をしようとする森林面積					
開発行為に係る森林面積					
開発後の用途別面積	造成緑地				
	残置緑地				
	造成森林				
	残置森林				
	森林以外				
	計				

注

- 1 全体計画及び期別計画がある場合に記載すること。
- 2 開発後の用途別面積の欄の計は、開発事業区域面積と一致させること。

様式第9号 (第5条関係)

防 災 計 画 概 要 表

区 分		内 容					
土 工	細 区 分	のり勾配 <small>をりこうはい</small>	最大高	土 量	小 段 設 置 基 準		のり面保護
	切 土				直高	mごとに m	
	盛 土				直高	mごとに m	
	残土処理	位 置			土 量		処理方法
よ う 壁	構 造	筒 所 数		最 大 高			
え ん 堤	構 造	筒 所 数		最 大 高			
排 水 施 設	構 造	雨 量 強 度		通 水 安 全 率			
洪 水 調 節 池	構 造	筒 所 数		最 大 高			
沈 砂 池	構 造	筒 所 数		流 出 土 砂 量			
		浚渫頻度及び方法					
工事中の防災計画							

注 防災計画の概要について記載すること。

添付書類 よう壁、えん堤、排水施設、洪水調節池、沈砂池等の防災施設の縦横断面図、構造図、土工定規図等の設計図並びに各種安全計算等の算出根拠及び設計根拠を記載した書類

様式第10号 (第5条関係)

残 置 森 林 等 の 維 持 管 理 計 画 書

残置森林等は、次のとおり善良に維持管理します。

なお、残置森林等が開発完了後に地域森林計画の対象となる場合は、その計画に即した施業を行います。

区 分		造成中の管理内容	完了後の管理	
			内 容	管 理 者
残 置 森 林	境 界 管 理			
	保 育 管 理			
造 成 森 林	植 栽 樹 種			
	樹 高			
	植 栽 本 数			
	境 界 管 理			
	保 育 管 理			

地 目	所 在 場 所	面 積	権 利 の 種 類	摘 要

様式第14号 (第7条関係)

林 地 開 発 許 可 標 識			
許 可 年 月 日	年 月 日		
許 可 番 号	鳥取県指令第 号		
許可を受けた者の住所 (法人にあっては、所在地) 及び氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	電話		
開 発 行 為 の 目 的			
開発行為に係る森林の所在場所	(市郡)	(町村)	(大字) 地内
許 可 面 積	全 体 区 域	林 地 区 域	林地開発区域
	ha	ha	ha
許 可 工 期	年 月 日から 年 月 日まで		
工 事 施 工 者	住所、氏名及び 電 話 番 号	電話	
現 場 管 理 者	住所、氏名及び 電 話 番 号	電話	

注

- 縦100センチメートル、横80センチメートル程度の大きさで作成するものとする。
- 許可面積の欄には、許可書に記載された次の面積を記入すること。
 - (1) 全体区域 事業区域面積

(2) 林地区域 開発行為をしようとする森林面積

(3) 林地開発区域 開発行為に係る森林面積

様式第15号 (第8条関係)

林 地 開 発 行 為 着 手 届

職 氏 名 様

年 月 日付鳥取県指令第 号により許可を受けた開発行為に着手したので、鳥取県林地開発条例第7条第2号の規定により次のとおり届け出ます。

年 月 日

住所

(法人にあっては、所在地)

氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 の 目 的	
工 事 着 手 年 月 日	
工 事 施 工 者	住 所
	氏 名
現 場 管 理 者	住 所
	氏 名

注

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 工事施工者又は現場管理者の欄は、申請者と異なる場合に記載すること。

添付書類 現場に掲示した林地開発許可標識(様式第14号)の写真(記載した事項及び掲示した位置が把握できるもの)

様式第16号 (第9条関係)

林 地 開 発 行 為 工 期 延 長 届

職 氏名 様

年 月 日付鳥取県指令第 号により許可を受けた開発行為の工期を延長したいので、
鳥取県林地開発条例第7条第3号の規定により次のとおり届け出ます。

年 月 日

住所

(法人にあっては、所在地)

氏名



(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 の 目 的	
工 事 進 ち ょ く 状 況	年 月 日現在 進ちょく率 %
延 長 の 理 由	
備 考	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 現場状況写真及び工事工程表 (実施済の工程及び今後の予定の工程を明示したもの)

様式第17号 (第10条関係)

林 地 開 発 者 住 所 等 異 動 届

職 氏名 様

年 月 日付鳥取県指令第 号により許可を受けた開発行為について住所若しくは所在

地又は氏名若しくは名称に異動が生じたので、鳥取県林地開発条例第7条第4号の規定により次のとおり届け出ます。

年 月 日

(新) 住所

(法人にあつては、所在地)

(新) 氏名

㊦

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 の 目 的	
変 更 前	
変 更 後	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第18号 (第11条関係)

林 地 開 発 行 為 災 害 発 生 報 告 書

職 氏 名 様

年 月 日付鳥取県指令第 号により許可を受けた開発行為について災害が発生したので、鳥取県林地開発条例第7条第5号の規定により次のとおり報告します。

年 月 日

住所

(法人にあつては、所在地)

氏名

㊦

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 の 目 的	
災 害 発 生 年 月 日	
災 害 の 内 容	
応 急 措 置	
今 後 の 措 置 計 画	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 被災した現場の写真

様式第19号 (第12条関係)

林 地 開 発 行 為 地 位 承 継 届

職 氏 名 様

年 月 日付鳥取県指令第 号により許可を受けた開発行為について地位を承継したの
で、鳥取県林地開発条例第7条第6号の規定により次のとおり届け出ます。

年 月 日

承継人住所

(法人にあっては、所在地)

氏名 ㊟

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 の 目 的	
承 継 年 月 日	

承 継 の 理 由	
被承継人の住所又は所在地並びに氏名又は名称及び代表者の氏名	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第20号 (第13条関係)

林 地 開 発 行 為 中 止 (廃 止) 届

職 氏 名 様

年 月 日付鳥取県指令第 号により許可を受けた開発行為を中止 (廃止) したいので、鳥取県林地開発条例第13条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

年 月 日

住所

(法人にあっては、所在地)

氏名

Ⓜ

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 の 目 的	
中 止 (廃 止) 年 月 日	
工 事 進 ち ょ く 状 況	年 月 日現在 進ちょく率 %
中 止 (廃 止) の 理 由	
今 後 の 措 置 計 画	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第21号 (第13条関係)

林 地 開 発 行 為 再 開 届

職 氏名 様

年 月 日付鳥取県指令第 号により許可を受け、中止していた開発行為を再開したので、鳥取県林地開発条例第13条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

年 月 日

住所

(法人にあっては、所在地)

氏名



(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所		
開 発 行 為 の 目 的		
工 事 再 開 年 月 日		
工 事 施 工 者	住 所	
	氏 名	
現 場 管 理 者	住 所	
	氏 名	

注

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 工事施工者又は現場管理者の欄は、申請者と異なる場合に記載すること。

様式第22号 (第14条関係)

林 地 開 発 行 為 (分 割 ・ 部 分) 完 了 届

職 氏名 様

年 月 日付鳥取県指令第 号により許可を受けた開発行為を（分割・部分）完了したので、鳥取県林地開発条例第14条の規定により次のとおり届け出ます。

年 月 日

住所

(法人にあつては、所在地)

氏名

㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 の 目 的	
工 事 完 了 年 月 日	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 完成写真及び出来型平面図

様式第23号 (第15条関係)

林 地 開 発 行 為 状 況 報 告 書

職 氏名 様

年 月 日付鳥取県指令第 号により許可を受けた開発行為の状況について、鳥取県林地開発条例第15条第1項の規定により次のとおり報告します。

年 月 日

住所

(法人にあつては、所在地)

氏名

㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

開発行為に係る 森林の所在場所			
開発行為の目的			
許可工期	年 月 日から 年 月 日まで		
工事進ちょく状況	年 月 日現在 進ちょく率 %		
防 災 措 置 の 実 施 状 況	実施項目	実 施 状 況	完了日、完了予定日又は実施予定日
	排 水 路	完了・実施中・未着手	完了 年 月 日 完了予定 実施予定
	沈 砂 池	完了・実施中・未着手	完了 年 月 日 完了予定 実施予定
	洪水調節池	完了・実施中・未着手	完了 年 月 日 完了予定 実施予定
	造成緑地	完了・実施中・未着手	完了 年 月 日 完了予定 実施予定
	造成森林	完了・実施中・未着手	完了 年 月 日 完了予定 実施予定
備 考 (特記事項)			

注

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 防災措置の実施状況の欄は、報告する月の前月末現在の状況を記載すること。

添付書類

- 1 許可計画に係る平面図、縦断図及び横断図に報告時点の施行状況を示したもの（他の法令等の規定により、同一内容のものを知事に提出する場合にあっては、当該同一内容のものを除く。）
- 2 開発許可の申請又は変更の届出の際に提出した工程表に実績を記載したもの

民有林に係る開発行為の許可及び保安林の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第9号

民有林に係る開発行為の許可及び保安林の指定等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 民有林に係る開発行為の許可及び保安林の指定等に関する規則（平成13年鳥取県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の

欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>民有林に係る保安林の指定等に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 民有林（森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する民有林をいう。）における保安林の指定、指定の解除その他保安林に関し必要な事項については、法、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「政令」という。）及び森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p>	<p style="text-align: center;"><u>民有林に係る開発行為の許可及び保安林の指定等に関する規則</u></p> <p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 民有林に係る開発行為の許可（第2条 第12条）</u></p> <p><u>第3章 民有林に係る保安林の指定等（第13条 第22条）</u></p> <p><u>第4章 雑則（第23条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第1章 総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 民有林（森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する民有林をいう。）における<u>法第10条の第1項に規定する開発行為（以下「林地開発行為」という。）の許可及び保安林の指定、指定の解除その他保安林に関し必要な事項については、法、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「政令」という。）及び森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第2章 民有林に係る開発行為の許可</u></p> <p><u>（林地開発行為に係る許可申請書に添付する書類）</u></p> <p><u>第2条 省令第2条の位置図は、林地開発行為に係る森林の位置を明示した縮尺5万分の1以上の地形図とする。</u></p> <p><u>2 省令第2条の区域図は、次の各号に掲げる事項を明示した縮尺5千分の1以上の図面とする。</u></p> <p><u>（1） 林地開発行為をしようとする森林の区域及び</u></p>

林地開発行為に係る森林の土地の区域

(2) 前号の区域を明示するのに必要な範囲内における県の境界、市町村の境界及び市町村の区域内の町、大字又は字の境界

(3) 第1号の区域に係る土地の地番及び形状

3 省令第2条第1号の計画書は、次に掲げるものとする。

(1) 事業計画書(次のアからケまでに掲げる事項を記載したもの)

ア 林地開発行為に係る事業又は施設の名称

イ 林地開発行為をしようとする森林の面積

ウ 切土、盛土又は捨土の工法及び土量

エ 擁壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調整池等の設計根拠

オ 林地開発行為をしようとする森林の区域内で土地の形質変更を行わず現状のまま残す森林

(以下「残置森林」という。)の地番及び面積、

林地開発行為の計画の区域内で森林の土地の形質変更を行った部分に植栽して造成する森林

(以下「造成森林」という。)の面積、植栽樹種、

植栽本数等並びにそれらの維持管理の方法

カ 一時的利用の場合には、利用後の現状回復の方法

キ 林地開発行為の施工程

ク 林地開発行為に要する資金の額及びその調達方法

ケ 林地開発行為に係る事業の全体計画及び期別計画の概要

(2) 地形、林況、林地開発行為をしようとする森林の周辺の人家又は公共施設の位置を示す図面

(3) 流域の地形、土地利用の実態、河川の状況等を示す図面

(4) 切土、盛土又は捨土等の行為の形態別の施行区域の位置、法面の位置、施設又は工作物の種類ごとの位置及び残置森林若しくは造成森林又は緑地の区域を示す図面

(5) 法面の高さ、勾配、土質及び施行前の地盤面並びに法面保護の方法を示す図面

(6) 擁壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調整池等の構造を示す図面

(7) 建築物等の概要図

(8) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(林地開発行為の着手届)

第3条 林地開発行為について法第10条の2第1項の規定による許可（以下「開発許可」という。）を受けた者（以下「開発者」という。）は、当該許可を受けた林地開発行為に着手したときは、速やかに林地開発行為着手届（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(許可標識の掲示)

第4条 開発者は、林地開発行為の期間中、林地開発許可標識（様式第2号）を、当該行為を行う林地の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

(林地開発行為の進ちよく状況の報告)

第5条 開発者は、林地開発行為の期間中、当該行為に着手した日から6月ごとに林地開発行為進ちよく状況報告書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(林地開発行為の変更)

第6条 開発者は、開発許可を受けた林地開発行為の計画の内容に次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ林地開発変更許可申請書（様式第4号。以下「変更申請書」という。）を知事に提出し、許可を受けなければならない。

- (1) 開発許可を受けた林地開発行為に係る森林面積の1ヘクタール以上の増加
- (2) 開発許可を受けた林地開発行為に係る森林面積の1割以上の増加
- (3) 残置森林若しくは造成森林の面積を開発許可を受けた面積に対して2割以上減少させること（林地開発行為の計画において造成森林とする予定であったものを、残置森林に変更する場合を除く。）又は森林の配置の著しい変更
- (4) 林地開発行為の目的の変更
- (5) 切土及び盛土の法面の勾配が急になる場合（岩盤の露出等による場合又は法面崩壊の防止対策等を実施することにより法面の安定が確保されると認められる場合を除く。）
- (6) えん堤、擁壁、洪水調整池、排水施設その他重要工作物の廃止又は設置場所及び構造の著しい変更

2 変更申請書には、省令第2条の位置図、区域図その他の書類のうち当該変更に伴い変更がされるものを添付しなければならない。

3 開発者は、第1項各号のいずれにも該当しない開発許可を受けた林地開発行為の計画の変更をしようとするときは、林地開発行為変更届（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（林地開発行為の工期の延長）

第7条 開発者は、開発許可に係る林地開発行為が許可期間内に完了しないときは、あらかじめ林地開発行為工期延長届（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（林地開発行為の中止又は廃止）

第8条 開発者は、開発許可に係る林地開発行為を引き続き6月以上中止しようとするとき、又は開発許可を受けた林地開発行為を廃止しようとするときは、遅滞なく森林の機能回復、防災施設の設置等の必要な措置を講じた後、林地開発行為中止（廃止）届（様式第7号）を知事に提出し、確認を受けなければならない。

2 開発者は、前項の規定により中止した林地開発行為を再開したときは、遅滞なく林地開発行為再開届（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（住所及び氏名等の異動）

第9条 開発者は、林地開発行為の期間中に住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称に異動があったときは、速やかに林地開発者住所等異動届（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

（災害発生の報告）

第10条 開発者は、林地開発行為の期間中に災害が発生したときは、速やかに災害の被害がまん延するのを防止するために必要な措置を講じるとともに、林地開発行為災害発生届（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

（林地開発行為の完了）

第11条 開発者は、開発許可を受けた林地開発行為を完了したときは、林地開発行為完了届（様式第11号）を知事に提出し、開発許可の内容に適合しているか

どうかの確認を受けなければならない。

(開発者の地位の承継)

第12条 開発者の地位を承継した者（以下「承継人」という。）は、地位を承継した後遅滞なく、林地開発行為地位承継届（様式第12号）に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 承継の原因を証する書類
- (2) 開発者の地位を承継する者が法人その他の団体である場合は、省令第2条第3号に掲げる書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 第3条から前条までの規定は、承継人について準用する。

第3章 民有林に係る保安林の指定等

(適用範囲)

第13条 この章の規定は、法第25条第1項第4号から第11号までに掲げる目的を達成するための保安林（民有林に限る。以下「飛砂防備等保安林」という。）について適用する。

(保安林の種類)

第14条 略

(保安林の指定又は解除に利害関係を有する者等)

第15条 略

(保安林の指定等の申請書に添付する書類等)

第16条 省令第17条第2項に規定する申請者が当該申請に係る保安林の指定等に直接の利害関係を有する者であることを証する書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 申請者が当該申請に係る森林の所有者である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める書類

ア 森林の土地が登記されている場合 当該申請者が、登記簿に登記された所有権、地上権、賃借権その他の権利の登記名義人（以下「登記名義人」という。）である場合にあっては登記簿の謄本、登記名義人でない場合にあっては登記簿の謄本及び公正証書、戸籍の謄本、売買契約書の写しその他の当該申請者が当該森林の土地

(適用範囲)

第2条 この規則の規定は、法第25条第1項第4号から第11号までに掲げる目的を達成するための保安林（民有林に限る。以下「飛砂防備等保安林」という。）について適用する。

(保安林の種類)

第3条 略

(保安林の指定又は解除に利害関係を有する者等)

第4条 略

(保安林の指定等の申請書に添付する書類等)

第5条 省令第15条第2項に規定する申請者が当該申請に係る保安林の指定等に直接の利害関係を有する者であることを証する書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 申請者が当該申請に係る森林の所有者である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める書類

ア 森林の土地が登記されている場合 当該申請者が、登記記録に登記された所有権、地上権、賃借権その他の権利の登記名義人（以下「登記名義人」という。）である場合にあっては登記事項証明書（全部事項証明書に限る。以下同じ。）、登記名義人でない場合にあっては登記事項証明書及び公正証書、戸籍の謄本、売買契約

書の写しその他の当該申請者が当該森林の土地について登記名義人又はその承継人から所有権、地上権、貸借権その他の権利を取得していることを証する書類

イ 略

- (2) 当該申請者が当該申請に係る森林の所有者以外の者である場合 当該申請により森林の保安機能が維持強化され、又は弱化されることによって、直接の利益又は損失を受けることとなる土地、建築物その他の物件（以下「土地等」という。）につき権利者であることを証する登記事項証明書その他当該土地等に係る権原を有するものであることを証する書類

第6条 省令第15条第2項第1号の計画書は、次に掲げるものとする。

(1)～(5) 略

2 略

第7条 省令第15条第2項第2号の計画書は、次に掲げるものとする。

(1)～(5) 略

2 略

第8条 省令第15条第2項第3号の行政庁の免許、許可、認可その他の処分（以下この条において「許認可等」という。）に係る申請の状況を記載した書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1)及び(2) 略

- 2 省令第15条第2項第3号の許認可等があったことを証する書類は、当該許認可等を行った行政庁が発行した証明書又は許認可等の証書の写しとする。

(意見の聴取)

第9条 略

第10条 略

(立竹の伐採等の許可申請)

第11条 略

- 2 法第34条第2項の許可を受けようとする行為につき他法令による許認可等を必要とする場合には、前

について登記名義人又はその承継人から所有権、地上権、貸借権その他の権利を取得していることを証する書類

イ 略

- (2) 当該申請者が当該申請に係る森林の所有者以外の者である場合 当該申請により森林の保安機能が維持強化され、又は弱化されることによって、直接の利益又は損失を受けることとなる土地、建築物その他の物件（以下「土地等」という。）につき権利者であることを証する登記簿の謄本又は抄本その他当該土地等に係る権原を有するものであることを証する書類

第17条 省令第17条第2項第1号の計画書は、次に掲げるものとする。

(1)～(5) 略

2 略

第18条 省令第17条第2項第2号の計画書は、次に掲げるものとする。

(1)～(5) 略

2 略

第19条 省令第17条第2項第3号の行政庁の免許、許可、認可その他の処分（以下この条において「許認可等」という。）に係る申請の状況を記載した書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1)及び(2) 略

- 2 省令第17条第2項第3号の許認可等があったことを証する書類は、当該許認可等を行った行政庁が発行した証明書又は許認可等の証書の写しとする。

(意見の聴取)

第20条 略

第21条 略

(立竹の伐採等の許可申請)

第22条 略

- 2 法第34条第2項の許可を受けようとする行為につき他法令による許認可等を必要とする場合には、前

項の申請書及び書類と併せて当該許認可等があったことを証する書類（第8条第2項の規定により提出のあったものを除く。）を提出しなければならない。

（書類の経由及び提出部数）

第12条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、当該書類に係る森林を所管する総合事務所長（当該森林が2以上の総合事務所の所管区域にまたがる場合は、当該森林の主たる部分を所管する総合事務所長）を経由しなければならない。

2 略

（権限の委任）

第13条 この規則に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条の規定に基づき、別に定めるところにより知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。

（雑則）

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

項の申請書及び書類と併せて当該許認可等があったことを証する書類（第19条第2項の規定により提出のあったものを除く。）を提出しなければならない。

第4章 雑則

（書類の経由及び提出部数）

第23条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、当該書類に係る森林を管轄する地方農林振興局長又は総合事務所の農林局長（当該森林が2以上の地方農林振興局（総合事務所の農林局を含む。）の管轄区域にまたがる場合は、当該森林の主たる部分を管轄する地方農林振興局長又は総合事務所の農林局長）を経由しなければならない。

2 略

第2条 民有林に係る開発行為の許可及び保安林の指定等に関する規則の一部を次のように改正する。
様式第1号から様式第12号までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前になされた森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による開発行為の許可の申請及び改正前の民有林に係る開発行為の許可及び保安林の指定等に関する規則第6条の規定による林地開発行為の変更の申請又は届出については、なお従前の例による。